T_{18} ＝ 0.883
T_{19} ＝ 0.867
T_{20} ＝ 0.88350
T_{21} ＝ 0.93567
T_{22} ＝ 0.93817
T_{23} ＝ 1.017
T_{24} ＝ 0.983
T_{25} ＝ 0.983
T_{26} ＝ 0.967
T_{27} ＝ 0.917
T_{28} ＝ 0.7250
T_{29} ＝ 0.7133
T_{30} ＝ 0.03483
$T_{令元}$ ＝ 0.02133
$T_{令2}$ ＝ 0.03550

U_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{14} ＝ 1.000
V_{15} ＝ 1.033
V_{16} ＝ 1.033

W_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{14} ＝ 1.000
X_{15} ＝ 1.033
X_{16} ＝ 1.033
X_{17} ＝ 0.917
X_{18} ＝ 0.883
X_{19} ＝ 0.867
X_{20} ＝ 0.88350
X_{21} ＝ 0.93567
X_{22} ＝ 0.93817
X_{23} ＝ 1.017
X_{24} ＝ 0.983

U_{18} ＝ 0.883
U_{19} ＝ 0.867
U_{20} ＝ 0.88517
U_{21} ＝ 0.93650
U_{22} ＝ 1.050
U_{23} ＝ 1.033
U_{24} ＝ 0.983
U_{25} ＝ 0.983
U_{26} ＝ 0.967
U_{27} ＝ 0.717
U_{28} ＝ 0.7267
U_{29} ＝ 0.0367
U_{30} ＝ 0.03483
$U_{元}$ ＝ 0.02133

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.050
W_{16} ＝ 1.050

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.050
Y_{16} ＝ 1.050
Y_{17} ＝ 0.917
Y_{18} ＝ 0.883
Y_{19} ＝ 0.867
Y_{20} ＝ 0.88517
Y_{21} ＝ 0.93650
Y_{22} ＝ 1.050
Y_{23} ＝ 1.033
Y_{24} ＝ 0.983